

＜山形市小学校長会規約＞

- 第1条 本会は山形市小学校長会といい、事務局を会長所在の学校に置く。
- 第2条 本会は山形市小学校長をもって組織する。
- 第3条 本会は相互の連絡連携を密にし、職能の向上を期し、本誌教育の振興を図るを以て、目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1.定例の会合を開催すること。
 - 2.研究・調査に関すること。
 - 3.研修・視察に関すること。
 - 4.教育関係機関及び他団体との連絡提携に関すること。
 - 5.その他必要な事項
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- 会長 1名 副会長 2名 監事 2名 幹事 若干名
- 第6条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 副会長は会長を補佐し、会長自己あるときはこれに代わる。
- 監事は会計を監査する。
- 幹事は会務を執行する。
- 第7条 会長、副会長、監事は会員の互選とし、幹事は会長が委嘱する。
- 第8条 役員の任期は1ヶ年とす。但し、再任は妨げない。補欠として就任した場合は前任者の残任期間とする。
- 第9条 本会に専門部を設ける。専門部の組織は別に定める。
- 第10条 本会の定例の会合は毎月1回を原則とし、必要ある場合は臨時にこけを開く。
- 第11条 本会の経費は会費その他の収入をもってこれに充てる。
- 第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

本規約は昭和32年4月1日から適用する。昭和47年4月12日一部改正 平成11年3月5日一部改正

＜山形市小学校長会慶弔慰内規＞

- 1.退職による会員退会の場合には、餞別として5,000円を贈る。 (別途会計)
- 2.会員の病氣療養が1ヶ月以上に達したときは、5,000円の見舞を、また3ヶ月を越えたときは、さらに5,000円を贈る。(別途会計)
- 3.会員の死亡のときは、会員会葬し、香典5,000円、供物、弔辞、弔電を呈上する。(別途会計)
- 4.会員の父母、(同居の)義養父母、配偶者及び子死亡の場合は、香典5,000円と弔電を呈上し、代表が弔問する。(但し、同居していない義養父母は、弔電のみとする。) (別途会計)
- 5.旧会員(退職時に本会の会員であったもの)死亡の場合は、弔電を呈上する。 (別途会計)
- 6.その他、必要と思われることが生じたときは、そのつど協議する。

この内規は、昭和43年11月6日に制定し、同日より適用する。

平成10年3月6日一部改正

平成21年3月6日一部改訂

平成28年3月24日一部改訂